

（２）ゆとりある空間づくり

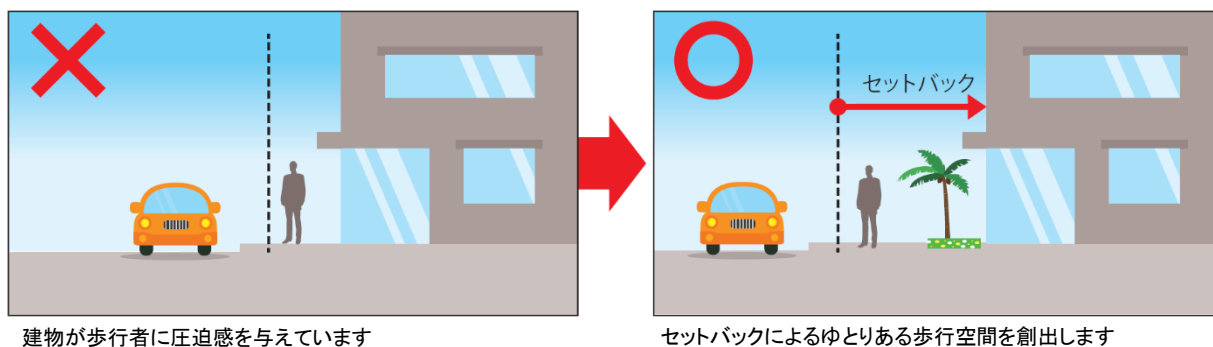
- ・建築物の壁面や工作物は、道路境界や隣地境界からできるだけ後退して配置し、ゆとりある空間の創出に努める。
- ・大規模開発においては、地域のオープンスペースのネットワーク向上に配慮した配置とする。

境界ぎりぎりに建つ建物などは、通りの景観に圧迫感を与えがちです。

ゆとりのある落ち着いたまちなみ景観を形成するためには、壁面位置を敷地境界から離すことが効果的です。通り景観に開放感が生まれるほか、道沿いに植栽スペースができるなどの効果があります。

従って建築物や大きな工作物は、敷地の規模・形状などを勘案して、できる限り前面道路から後退させるように努めてください。

商店などでは、壁面後退によって生まれた空間を歩道と一体的に活用することで、魅力ある空間の演出も可能です。大規模開発においてはさらに積極的に、セットバック等によって生じた空間を歩道や公園などにつなげるなどし、快適でにぎわいのあるまちなみ景観の形成に努めましょう。



〈壁面後退（セットバック）にはこんな効果があります！〉

- ・雑多なモノの道路へのはみ出しを防ぎます（駐輪、ゴミ置き場、看板など）
- ・窓や入口が道路から下がるため、プライバシーを守りやすく、壁やカーテンで閉め切る必要がなく開放感を持って過ごせます
- ・道と建物の間に緑を配することができます
- ・道を歩く人に圧迫感を与えません



壁面後退により、ゆとりある空間と緑を設けた事例（豊崎地区）

(3) 高さ制限

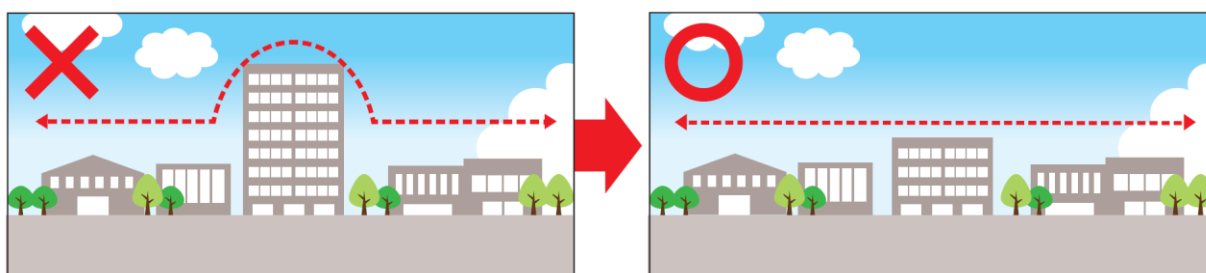
- ・市街化調整区域内の建築物および工作物の高さの最高限度は、10mまたは 12mとする（※12mは指定する幹線沿道において適用）。ただし以下の場合は高さ制限の緩和を受けることができる。
 - ◇ 周囲が低層住宅地（概ね 10m以下）ではなく、かつ対象物件において緑化および配置、形態、意匠上の工夫がなされ、周囲の田園景観に調和した良好な景観形成が可能と認められる場合。
 - ◇ 公益上やむを得ない理由があると認められるもので、周囲の田園景観に調和した良好な景観形成が可能と認められる場合。
 - ◇ 工作物でその機能・目的上、制限を超える高さが必要な場合。

近年では、集落内に集合住宅が建つ例が増えるなど、周辺のまちなみの高さから突出した建築物が集落の雰囲気や住環境に影響を及ぼしています。

市街化調整区域内での低層住宅が建ち並んでいるまちなみでは、周辺の景観と調和するよう高さは制限内（原則として 10m以下）に抑えてください。

指定する幹線沿道は、沿高さ制限を 12mまでとします。（①を参照）

建築物の高さの算定については、建築基準法に基づいた算出法を用います。（②を参照）



周辺の低層のまちなみを圧迫する規模の建物が混在

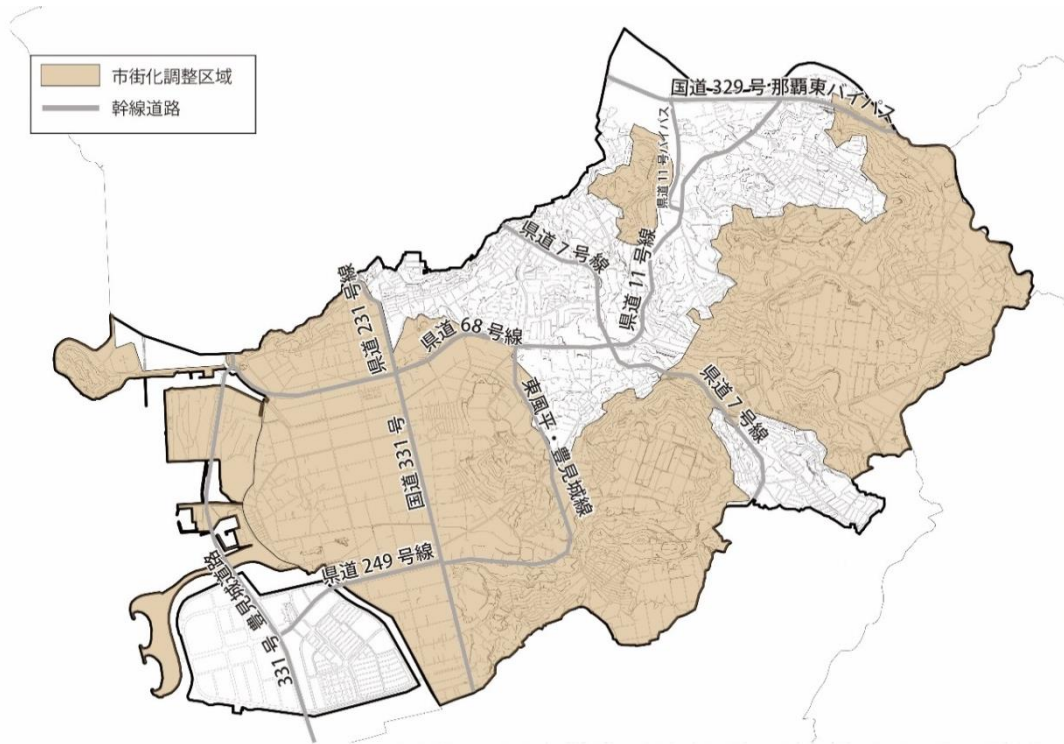
高さや規模に配慮し、周囲のまちなみと調和させます

①指定する幹線沿道

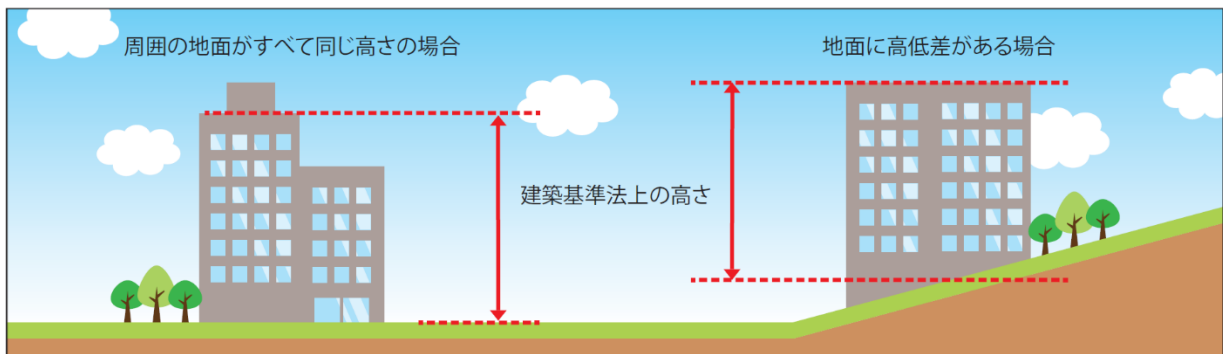
高さの最高限度を 12m以下とする規制の適用対象は、準住居地域に準じて開発許可している道路の境界から 25m の範囲とします。

（国道 331 号、国道 331 号豊見城道路、国道 329 号那覇東バイパス、県道 11 号バイパス、県道 11 号線、県道 7 号線、県道 68 号線、県道 249 号線、県道東風平・豊見城線）

参考：指定する幹線沿道と市街化調整区域の範囲



②建築物の高さの算定



建築物が接する周囲の地面がすべて同じ高さの場合は、地面から最上部までの高さを、地面に高低差がある場合は、平均地盤高から最上部までの高さとなります。アンテナ、搭屋、貯水槽などの屋上に部分的に設置されているものは建築物の高さに含みません（建築基準法でいう建築物の高さ）。ただし、パラペットは屋上部分の周囲全体に設けられるものであり、部分的とは考えられないため建築物の高さに含みます。

※届出対象は搭屋等を含む高さで判断しますが、景観形成基準では搭屋等を含まない高さで判断します。

建築基準法

建築物の高さ（施行令 2 条 1 項 6 号）

地盤面からの高さによる。ただし、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する場合には、それぞれイ、ロ又はハに定めるところによる。

ハ.棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は当該建築物の高さに算入しない。

地盤面（施行令 2 条 2 項）

建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が 3m を超える場合においては、その高低差 3m 以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。

2. 意匠・素材

(1) 伝統的な素材や建築形態の活用

- ・瓦屋根、アマハジ（深い庇）、花ブロックなどの沖縄らしい素材や建築形態を活用するよう努める。

沖縄らしい景観をつくりだす伝統的な素材や建築形態は、沖縄特有の気候風土の中で育まれた知恵が詰まっています。また、木材や石、土、煉瓦など、自然素材といわれる素材は、周辺環境になじみやすく、年月を経るにつれ趣が増し、味わい深い質感や色合いがでてきます。

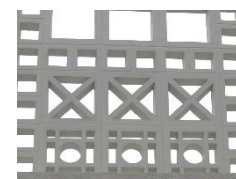
美しく、快適な暮らしのために、沖縄の伝統的な素材や建築形態をできるだけ活用しましょう。



瓦屋根



アマハジ



花ブロック

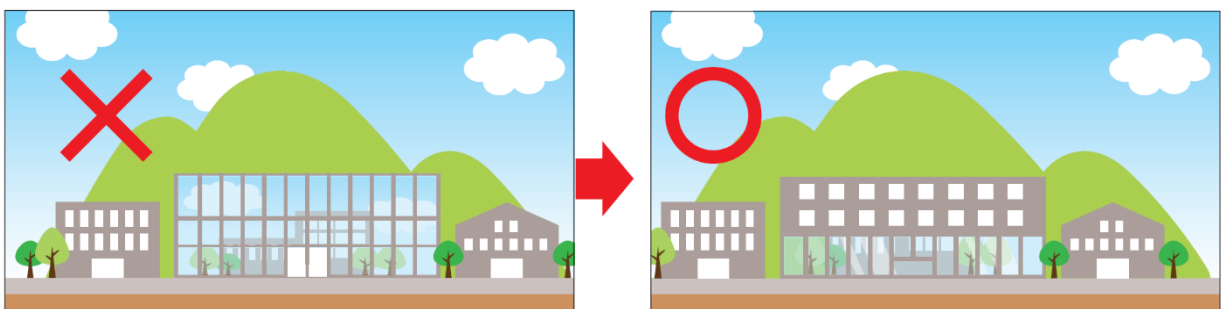
(2) 形態・素材による周辺景観への配慮

- ・大規模な建築物や工作物は、分節化などにより周囲の景観に与える影響を軽減するよう努める。
- ・浸透性のある舗装材の利用に努める。
- ・光の反射率の高い素材を用いる場合は、反射光が周囲に影響を与えないよう、使用する位置や規模に配慮する。



圧迫感を軽減する手法の例

ステンレスやアルミなどの金属、反射ガラス等には、反射性や光沢性が高いものがあり、落ち着いた住宅地などの雰囲気と馴染みにくかったり、周囲にまぶしさ被害を及ぼす場合があります。そのため、使用する場合は位置や規模に十分配慮してください。



反射性や光沢性のある素材は周囲に配慮して使用します

3. 色彩

建築物の外壁や屋根などの色彩誘導を行うことは、美しいまちなみを保全・形成し、又、調和を図る上で最も重要な要素のひとつです。また、色は私達の心身に大きな影響を与え、使い方次第で、心地良さや不快感などを与えます。また、同じ色彩でも、外壁などの大面積に使うと、さらに鮮やかさや明るさが増して見えるため、周囲の景観へ与える影響が大きく注意が必要です。

(1) 基調色

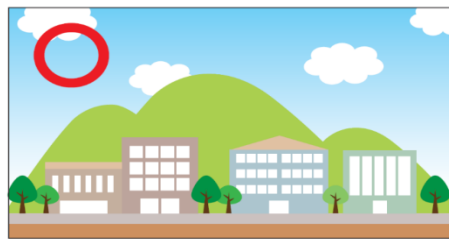
・建築物外壁の基調となる色彩は、マンセルカラーシステムで明度 8 以上、彩度 2 以下とする。また上階（3 階以上）部分の基調色は、これに加えて無彩色または YR 系の色相を原則とする。ただし樹林地内など周囲の環境により低明度色がなじむ場合については、協議の上で基調色として使用することを妨げない。

また、流通・製造施設、観光施設等で、敷地周囲の緑化や十分なセットバックにより周囲の景観に影響を与えにくい低層の施設（概ね 6m 以下）では、協議の上で上記以外の基調色を使用することを妨げない。

基調色とは、建築物の外壁の中で最も大きな面積を占める色であり、全体のイメージを左右する重要な部分となり、周囲の景観へ大きな影響を与えます。本市では、建築物の外壁（各立面の表面積）において、大部分を占める色を基調色とします。

(1)沖縄の自然環境・風土になじみ、沖縄の自然光に映え、心身に心地良さを与える、明度 8 以上、彩度 2 以下（マンセルカラーシステム）の淡い色を基調色とします。

(※マンセルカラーシステムの説明は 25～26 頁を参照してください。)



周囲に配慮し、淡い色を基調とした色彩を外壁に使用します

(2)上階（3 階以上）の基調色は明度 8 以上の無彩色、R～YR～Y 系（明度 8 以上、彩度 2 以下）の色相とします。

■基調色の例外

(1)基調色として淡い色を基準としていますが、暗く濃い樹林地の中などで白く際立ってしまう場合や、周囲から直接見えず、まちの景観に影響を及ぼさない場合は、明度や彩度を落とした色を使用することも可能です。ただし、その場合は背景とのバランスや近距離からの圧迫感や威圧感がないかなど、十分な協議・検討を必要とします。

(2)着色していない木材、石材、素焼きなどの焼き物等の沖縄らしい自然素材が持つ固有の色彩については、協議・検討のうえ、基準適用が緩和されることもあります。

■本市が推奨する基調色

(1)YR 系の色相 (R～YR～Y 系) は、沖縄の風土色のひとつで、建築物の基調色として馴染みやすく、本市が推奨する色です。

図 2	色 相	明度	彩度
①	R (赤) YR (黄赤) Y (黄)	8以上	2 以下
②	上記以外の色相	8以上	1 以下
	N (無彩色)	8以上	—

(2)高い建物は中遠景でも目につきやすく、まち全体の景観に及ぼす影響が大きい為、上階 (3 階以上) 部分の基調色は、上記の明度 8 以上の無彩色や YR 系の色相 (R～YR～Y 系) とします。

■補助色

・補助色とは、建築物の外壁のなかで最も大きな面積を占める基調色に適度な変化をつける色彩のことです。基調色と類似性のある補助色の組み合わせにより、リズムと表情を与えることができますが、秩序なく多用すると、まちの景観や周囲の環境を乱す恐れがあります。そのため、使用する場合は以下のとおり許容範囲を設けます。

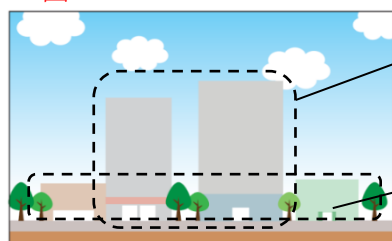
(1)マンセルカラーシステムで明度 8 以上、彩度 3 以下の淡い色とする。(図 2・③)

ただし、樹林地内など周囲の環境に馴染む色の場合は、協議・検討のうえ、その限りでない。

(2)補助色の使用可能な面積は、建築物の外壁 (各立面の表面積) の 25% 以内とする。ただし、強調色 (5% 又は 10% 以内) を使用しない場合は、その許容範囲を加算することができる。

(3)補助色の使用はなるべく低層階 (2 階以下) に使用するようにしましょう。

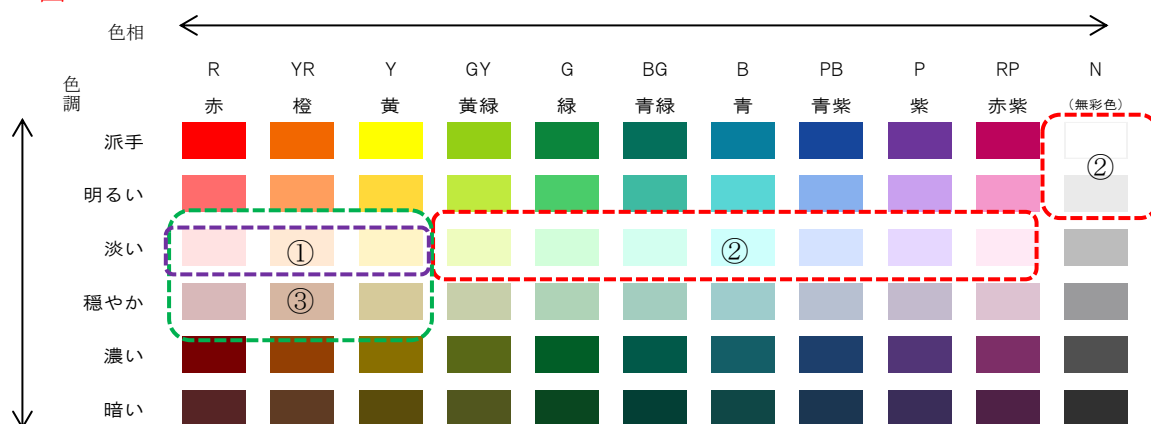
<図 1>



建築物の上階 (3 階以上) はまち全体の景観に及ぼす影響が大きいので、景観になじみやすい明度 8 以上の無彩色や R～YR～Y 系 (明度 8 以上、彩度 2 以下) の基調色とします。

建築物の低層階 (2 階以下) は個々の空間の特徴や商業地などの賑わいを創出する階層で補助色などを用います。(ただし、周囲の環境に応じたふさわしい色を選んでください。)

<図 2>



●本市が推奨する基調色・補助色の色相範囲イメージ

①基調色 R～YR～Y 系 (明度 8 以上彩度 2 以下) の範囲

②①以外の基調色は使い方や組み合わせによって違和感を生じる場合があるので、彩度を下げるなど注意が必要です。

③補助色 (明度 8 以上彩度 3 以下) の範囲

(2) 強調色

・建築物外壁や軒裏等に彩度 10 以上の派手な色を使用する場合は、各立面の表面積の 5%以内（住宅系地区）ないし 10%以内（商業・業務地）とする。

市街化調整区域内の場合は、指定する幹線沿道においては 10%以内とし、その他の区域では 5%以内とする。

強調色とは、基調色や補助色との調和を考慮しながら、個々の空間の特徴や生活に彩りを与えたり、商業地などで賑わいを創出する色ですが、こうした色をとりとめもなく多用すると、まちの景観や周囲の環境を乱す事になります。そのため、使用する面積に許容範囲を設けます。

彩度 10 以上の強調色は、各立面の表面積の 5%以内（住宅系地区）ないし 10%以内（商業・業務地区）とし、低層階（2 階以下）において効果的に使用するようにしましょう。

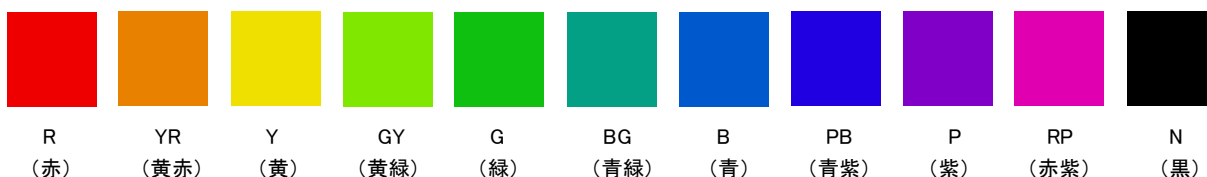
（※許容範囲内であれば、彩度 9 以下を使用することを妨げない。）

（※原則として、建築物と一体となった広告物の色もこの範囲内で使用します。）

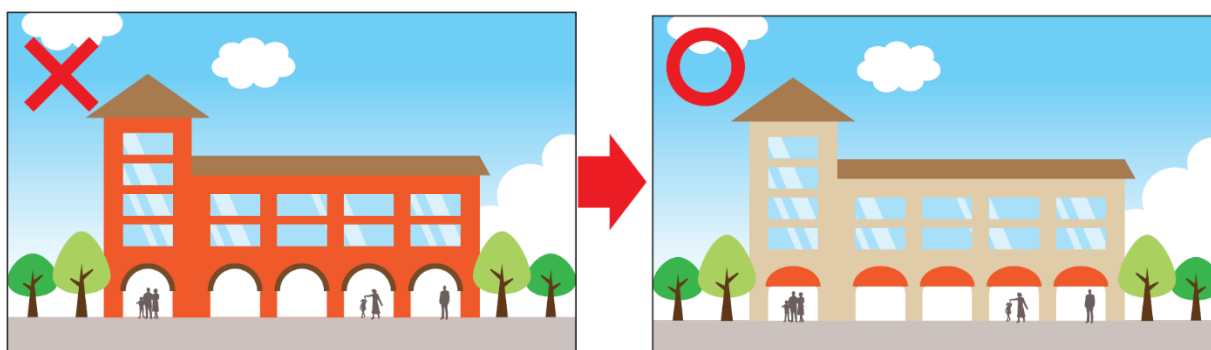
指定する幹線沿道は、高さ制限で指定する幹線沿道と同じです。（P19 参照）

なお、強調色の面積を抑え、派手な色を使わなくても色の組み合わせ（配色）や使う位置によって高い効果やメリハリの利いたアクセントをつくることは十分に可能です。

美しく快適で調和のとれた色づかいで心地良いまちなみを創りましょう。



派手な色(彩度 10 以上)とその他の例



強調色は各立面の表面積の 5%以内(住宅系地区)ないし 10%以内(商業・業務地区)とします

<強調色の位置>

建築物の上階（3 階以上）は中遠景から目立ち景観に影響を与えます。そのため、高い位置で派手な色を使用すると、まちなみへの影響がとて大きくなってしまい、注意が必要です。強調色は、基本的には通行人に近い低層階（2 階以下）で用いて賑わいや個性の演出に活用するようにしましょう。

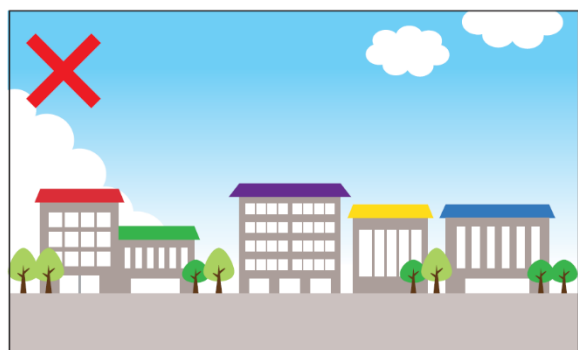
（３）屋根の色彩

屋根の色彩は、素焼赤瓦を除き、極端な低明度色や高彩度色を避ける。

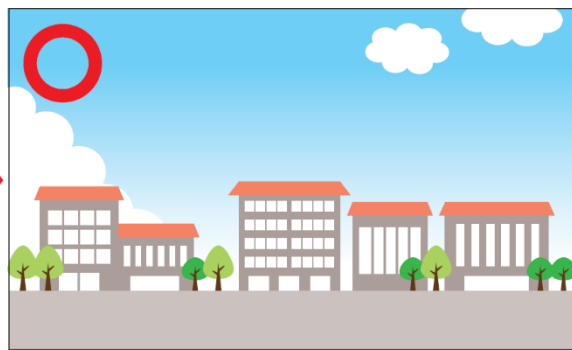
素焼きの赤瓦屋根は、沖縄らしい風景の代表的な要素です。豊見城市内にも集落地域を中心に赤瓦屋根が多く見られ、風土色豊かな景観となっています。また、豊崎（住宅地区）などの新しい街でも、赤瓦をイメージした赤煉瓦色（ベンガラ色）で屋根なみを統一し、良好な景観を形成しています。一般地区においても、赤瓦やこれに準じた色（※マンセル値：色相 10R/明度 4～5/彩度 10程度）を屋根の推奨色とします。

これに対し、黒や灰色の瓦、青、緑などのカラー瓦は、沖縄の気候風土（自然光）では、映えない為、周囲の屋根なみと違和感が生まれやすくなります。従って、極端に暗い色や派手な色を用いないようにします。

陸屋根の防水塗装の場合も、周囲から見下ろされることに配慮し、低明度色や高彩度色は避けてください。



青や緑などのカラー瓦



赤瓦やこれに準じた色で統一した屋根なみ

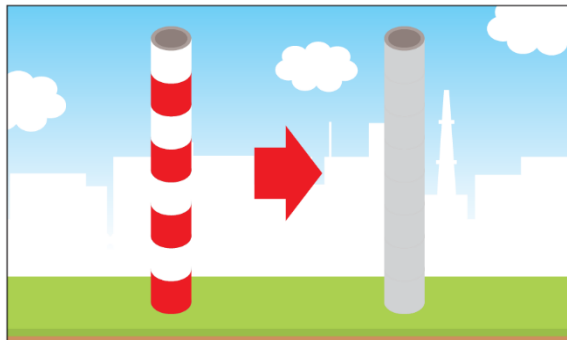
（４）工作物の色彩

・工作物の色彩は、周辺環境に調和したものとする。

高い位置にある水タンク、鉄塔、煙突、防球ネットなどや大規模な連結コンテナなどは、遠方からもよく視認され、まちの景観に大きな影響を及ぼすため、色彩にも配慮が必要です。

原則として共通の色彩基準にもとづきますが、工作物の機能や立地条件に応じて適切な色を選択します。その際には、背景となる色（自然景観色）との調和を十分検討してください。

なお、絵を描いたり広告を掲示したりする場合は、特に注意が必要です。絵などの場合も、派手な色の使用割合は色彩基準に従うことを原則とします。

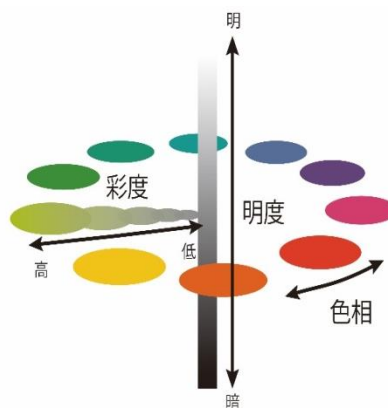


派手な色を避け、背景（自然景観色）と調和した色彩とします

マンセルカラーについて

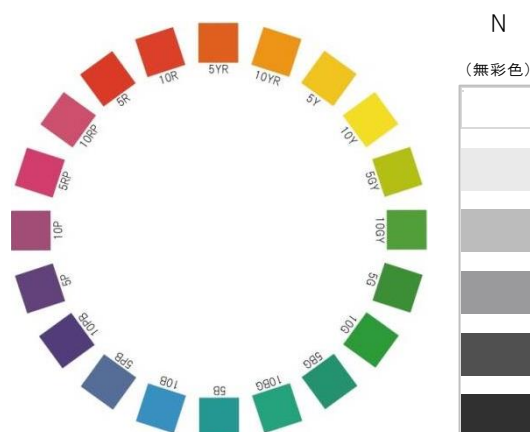
マンセルカラーシステムでは、色を「色相」、「明度」、「彩度」の3つの属性に分けることにより、数字やアルファベットの記号で色を表現することができます。日本工業規格（JIS）の標準色にもマンセル表色系が採用されています。

建設の際は「社団法人日本塗料工業会」発行の塗料用標準色（色見本帳）が広く使用されています。



■色相

色合いのことを指しており、赤（R）、黄（Y）緑（G）、青（B）、紫（P）の5種類の色相を基本色相としています。さらにそれぞれの中間色相として、黄赤（YR）、黄緑（GY）、青緑（BG）、青紫（PB）、赤紫（RP）を加えた10色相を純色としています。また、白、灰色、黒のような色は「無彩色」と呼び、Nの記号で表します。



■明度

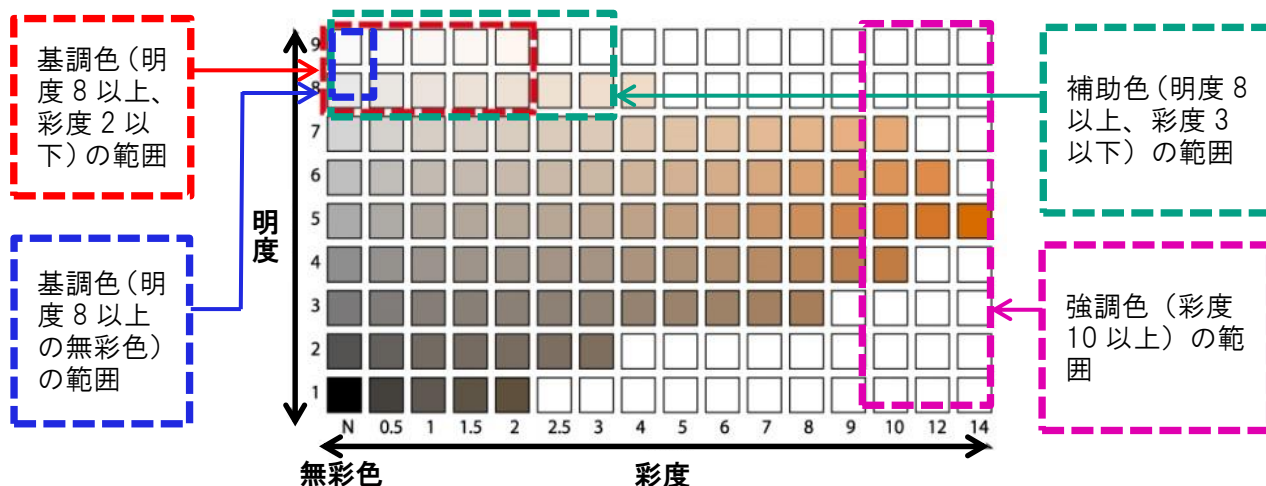
色の明るさの度合いを0から10の数値で表示したものです。黒を0とし、白色に近い明るい色ほど数値が大きくなります。

■彩度

色の鮮やかさの度合いを0から14程度の数値で表したものです。無彩色を0とし、鮮やかなほど数値が大きくなります。

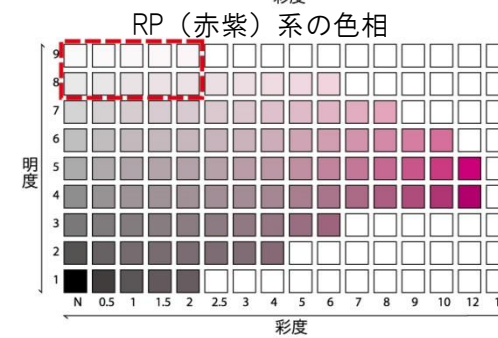
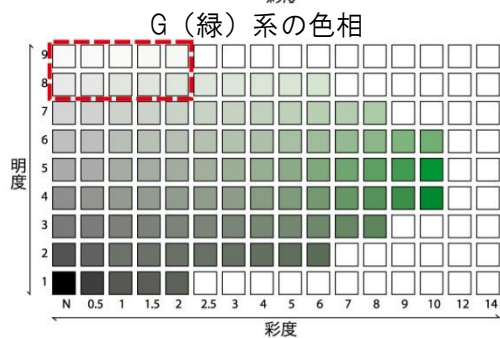
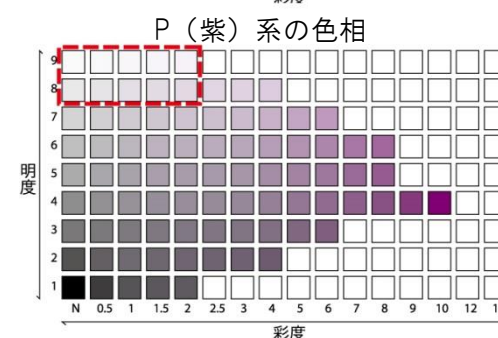
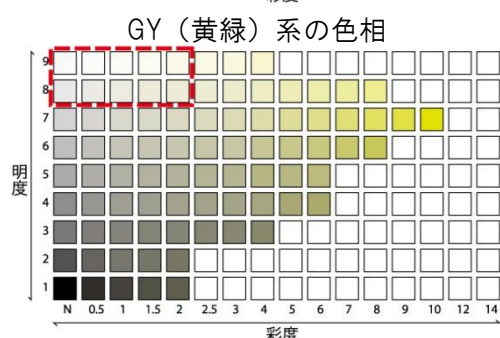
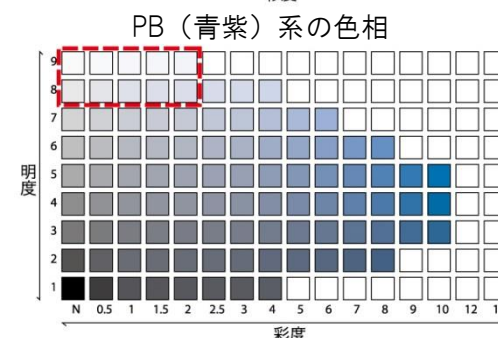
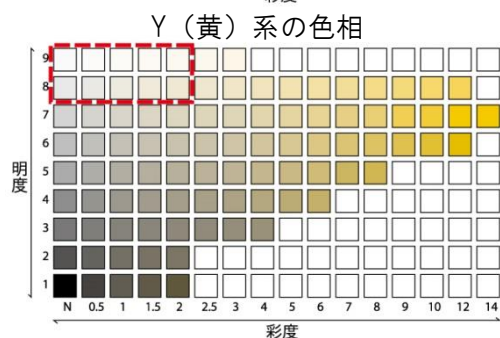
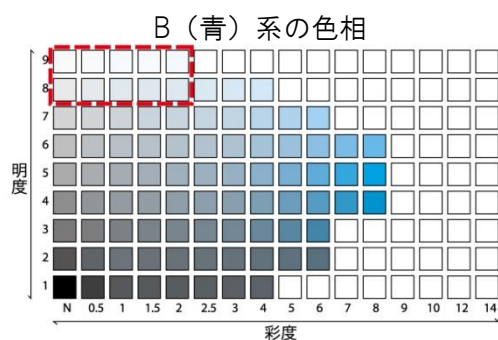
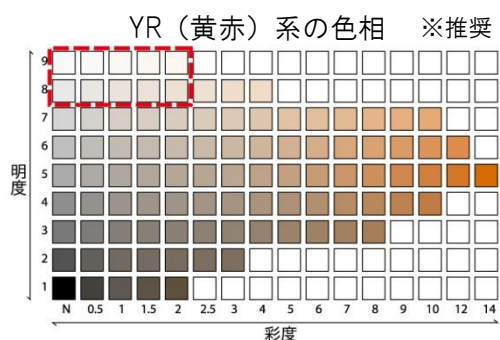
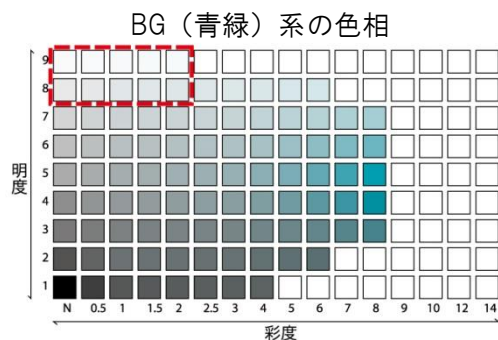
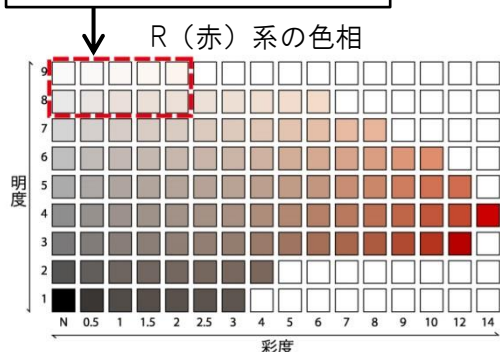
なお、本市では彩度10以上の鮮やかな色を強調色と呼んでいます。

市の色彩基準：黄赤（YR）系の場合



図表 マンセルカラーシステムに基づく基調色の色彩基準の範囲

明度 8 以上、彩度 2 以下の範囲



注：図表では代表的な色相・明度・彩度を表示しています。また、図表は印刷したものであり、実際の色合いとは異なる場合があります。

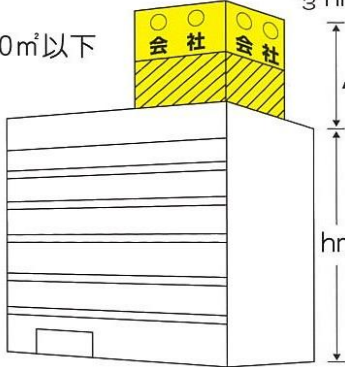
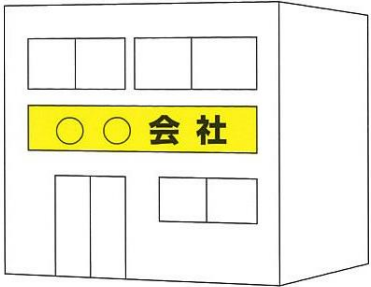
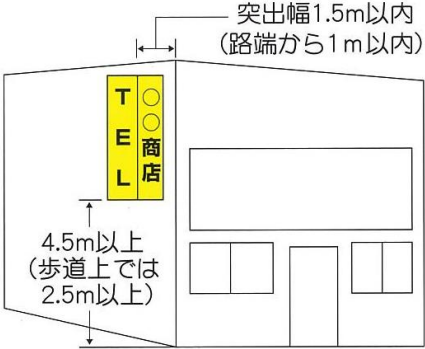
屋外広告物について

屋外広告物は、まちの景観を構成する大きな要素であることから、沖縄県屋外広告物条例に基づき、まちに調和した良好な屋外広告物とします。

屋外広告物を設置する際には、県知事の許可が必要です。また広告物の掲示できる地域とできない地域があり、許可される規模にも基準があります。

下の表では、建築等の行為と関連の深い広告物について基準を紹介しています。これ以外の広告物もありますので、詳細は沖縄県屋外広告物条例を参照してください。

表 許可地域における屋外広告物の基準（抜粋）

種類	規 準
建築物の屋上の広告塔	建築物の屋上の広告塔 1面が30㎡以下  $\frac{1}{3} \text{ hm以下 (10mまで)}$ ※ただし、商工系地域では1面が50㎡以内、高さは地上から設置する箇所までの高さの$\frac{1}{2}$以下、かつ20m以下
建築物の壁面の広告板	建築物の壁面の広告板  全体面積の$\frac{1}{3}$以下 最大表示面積 30㎡以内 ※ただし、商工系地域では全体面積の$\frac{1}{2}$以下、最大表示面積50㎡以内
建築物より突出するもの	 突出幅1.5m以内 (路端から1m以内) 表示面積は、それぞれの面の合計が20㎡以内（1面の場合は10㎡以内） ※ただし、商工系地域では合計40㎡以内（1面の場合は20㎡以内） 4.5m以上 (歩道上では2.5m以上)

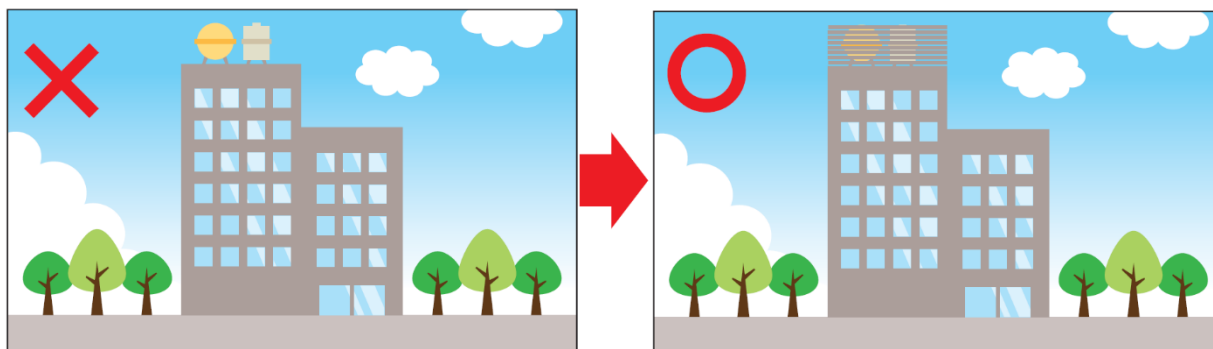
パンフレット「沖縄県屋外広告物条例のあらまし」より引用

4. 設備等

(1) 設備等のデザイン

- ・建築物に付帯して設置する設備等は、建築物と一体性をもたせたデザインや修景に努める。

物干場やクーラー、アンテナなどの屋外設備が露出すると、雑多な景観となりがちです。設備の納まりを当初から考えておくことや、建築物本体とのバランスに配慮した目隠しを設けるなど、通りから目立たないような工夫にも心掛けてください



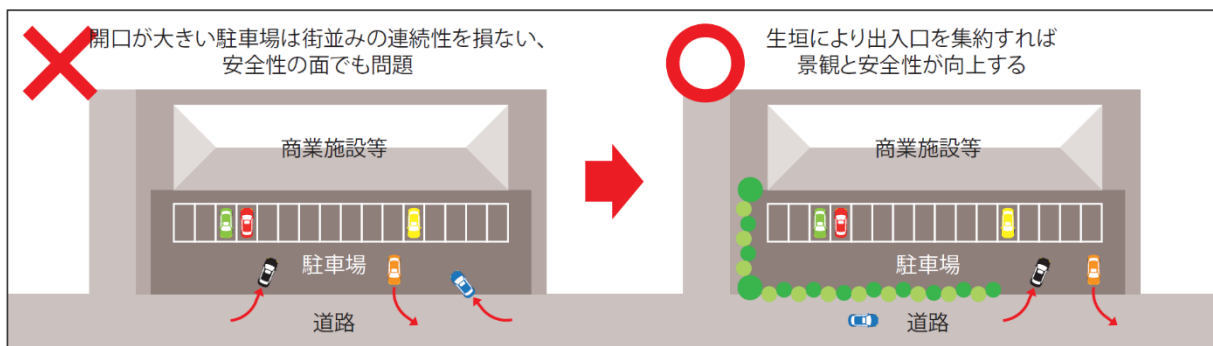
屋外設備に目隠しを設け、目立たないようにします

(2) 付帯施設

- ・車庫、駐輪場、ごみ置き場などの付属施設は、周辺のまちなみ景観を阻害しないように配置・形態・色彩に配慮する。

敷地内のこまごまとした付属施設が通りに直接面していると、雑然としたまちなみ景観になりがちです。また逆に大きな駐車場やピロティが連続すると通り景観に活気が薄れ、味気ない景観になってしまいます。

敷地の規模・形状や建築物の配置などにもよりますが、付属施設がごちゃごちゃとしない配置、形態・色彩に統一感を持たせる、手前に生垣や植栽帯を配するなどの工夫に努めてください。

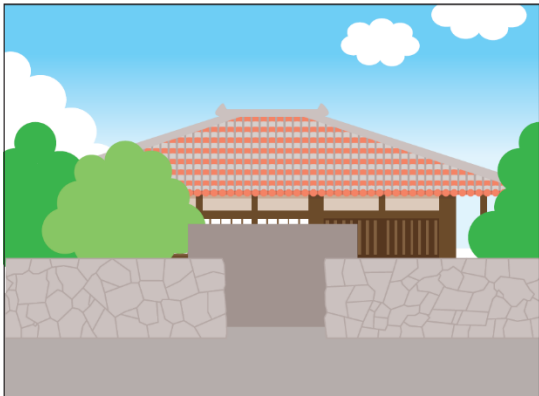


5. 外構

(1) 伝統的な外構の保存

- ・ヒンブン、石垣、屋敷林等の伝統的なしつらえは可能な限り保存し、活用する。

ヒンブンや石垣、屋敷林などは、沖縄ならではの伝統的な集落の景観に欠かせない要素です。建物が変わっても、先祖から受け継いだ屋敷構えの景観はできるだけ生かしていきましょう。

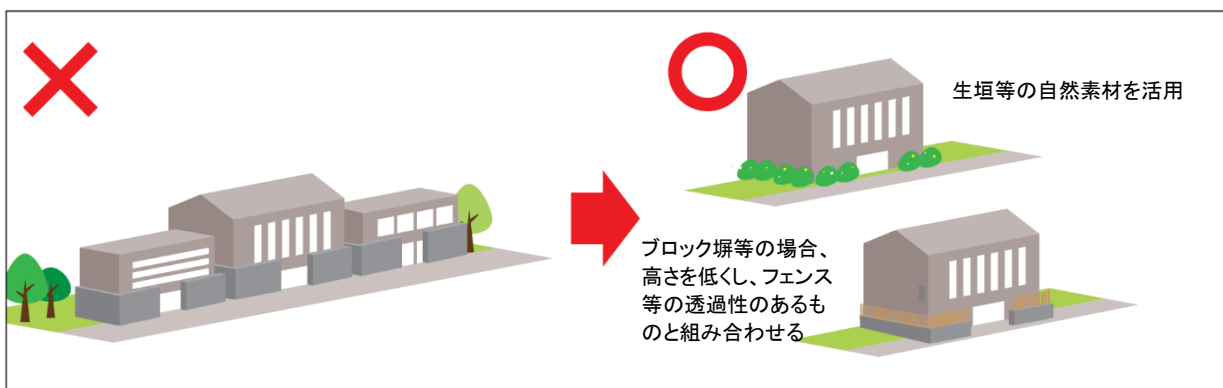


古い石垣やヒンブンを残すよう心がけます

(2) 垣柵

- ・垣柵を設ける場合はできるだけ木材・石材などの自然素材を活用し、あるいは生垣とする。ブロック塀やコンクリート塀を用いる場合はできるだけ高さを低くし、透過性のあるフェンスやルーバー、生垣などと組み合わせる。

まちを歩いていて、視界にいちばん広い面積で映るのが道路と塀です。そのため、塀がまちの景観に及ぼす影響は非常に大きいのです。あまりにも背の高いものや閉鎖的なもの、画一的なブロック塀などは、通りを歩く人々に拒絶のイメージを与えてしまいます。温かみや賑わいを感じさせるまちなみ景観のために、塀はできるだけ膝下程度の高さに抑え、味わいある自然素材や透過性のある素材を活用しましょう。緑を組み合わせると一層魅力的な景観を演出できます。

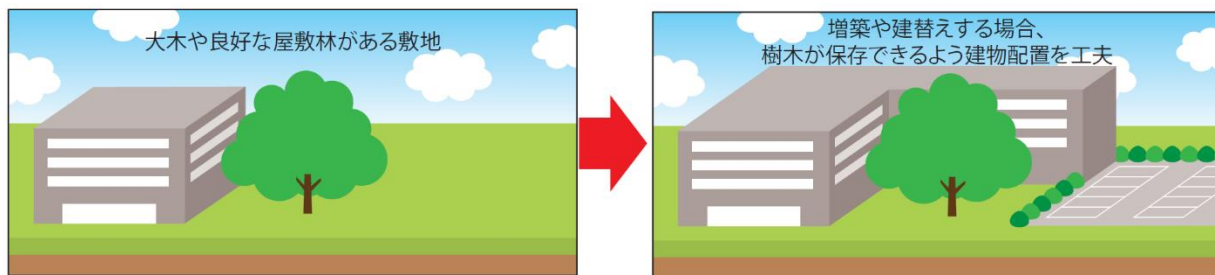


6. 緑化

(1) 良好な景観木の保存

- ・既存の大木、良好な景観木はできるだけ保存を図る。

緑は風景の中でとても大切な存在で、人の心にも残るものですが、失われてしまうと元に戻るまでにとても長い時間を要します。そのため、大木や良好な屋敷林など今ある地域資源はできるだけ残し、活用するよう努めてください。

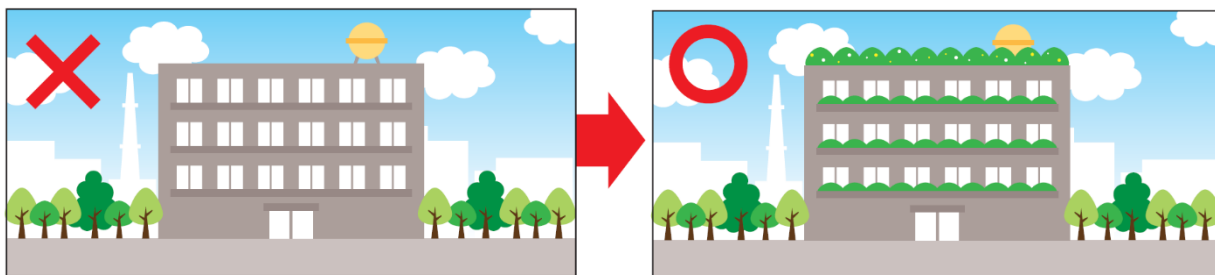


(2) 敷地内の緑化

- ・敷地内は積極的に緑化を図る。
- ・緑地率 5%以上（または緑被率 15%以上）とする。
- ・ただし、1,000 m²以上の敷地においては、緑地率 10%以上（または緑被率 20%以上）に加え、間口の 1/4 以上を緑化する。

緑豊かなうるおいあるまちなみ景観を実現するため、敷地内では積極的に緑化に努め、緑地率（または緑被率）の最低限度を満たすようにしてください。また、原則として道路など公共空間から見える場所の緑化に努めてください。

敷地条件等により困難な場合は、ご相談ください。



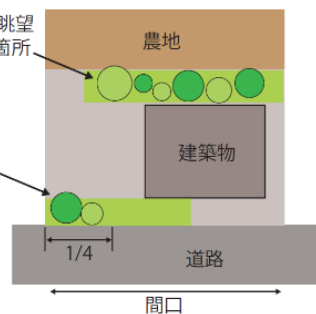
※1,000 m²以上の敷地の場合

大型施設はそれだけ景観への影響が大きいため、緑化も充実させてください。

緑の量の充実とともに、間口を積極的に緑化し、まちの景観に貢献する緑を増やしましょう。

道路に面しないが、周囲から眺望されやすいため緑化すべき箇所

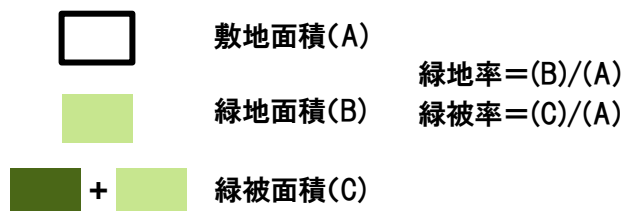
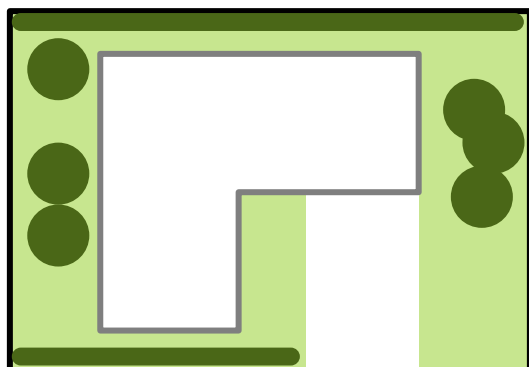
道路に面しており、最低限緑化すべき箇所



緑地率・緑被率について

【緑地率】敷地面積に占める緑地面積の割合のことです。平面的な緑の割合を把握するための指標となっています。

【緑被率】緑地面積に樹木の繁る面積も重ねて加えた緑の面積（ここでは緑被面積と呼びます）が敷地面積に占める割合のことです。立体的な緑も評価する指標です。



緑地率・緑被率の算出方法について

■緑地面積の算定

分類	内容	緑地面積の算定
植栽地	・芝生、花壇・菜園、植え込みなど ・ひとまとまりの「庭」とみなせるエリア（緑と一体となった池や流れ、小径、砂利敷き部分などを含む）	植栽地面積 × 100%
緑化ブロック		緑化ブロック面積 × 50%

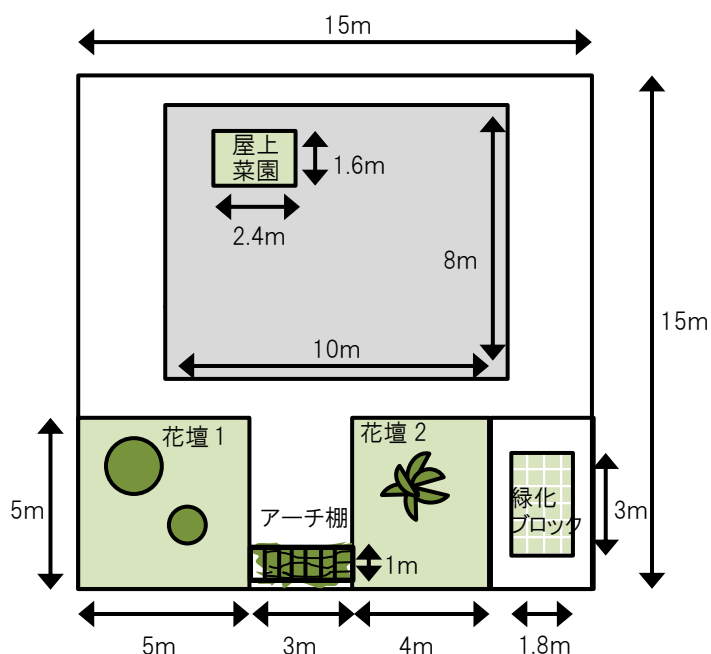
※人工芝等は緑地面積には含まない。

■緑被面積の算定 緑地面積+樹木等の緑化面積

分類	備考	みなし緑被面積
樹木	高木	18 m ² /本
	〃(ヤシ系)	4 m ² /本
	中木	10 m ² /本
	〃(ヤシ系)	1 m ² /本
	低木	4 m ² /本
	植栽時の樹高が 1m 未満の樹木	1 m ² /本
生垣		延長 × 1m
垂直緑化	屋上緑化を含まない	緑化施設の水平投影面積または 緑化施設の延長 × 1m

※樹木の場合、実際の水平投影面積とみなし緑被面積のどちらを使用してもよい。

緑地率・緑被率算定例



■緑地率の算出

①敷地面積＝15m×15m＝255 m²

②緑地面積＝25 m²＋20 m²＋2.7 m²＝47.7 m²

【内訳】

花壇 1＝5m×5m＝25 m²

花壇 2＝4m×5m＝20 m²

緑化ブロック＝1.8m×3m×0.5※＝2.7 m²

※緑化ブロックの緑地率への換算は、水平投影面積×50%

(屋上緑化については緑地率には換算しない)

緑地率(②緑地面積÷①敷地面積)

＝47.7 m²÷255 m²＝18.7%＞5.0%

■緑被率の算出

①敷地面積＝255 m²

③緑被面積＝

25 m²＋20 m²＋2.7 m²＋3 m²＋4 m²＋10 m²＋1 m²＝65.7 m²

【内訳】

緑地面積(花壇 1＋花壇 2＋緑化ブロック)＝47.7 m²

垂直緑化＝3m×1m＝3 m²

低木＝4 m²×1 本＝4 m²

中木＝10 m²×1 本＝10 m²

中木(ヤシ)＝1 m²×1 本＝1 m²

(屋上緑化については緑被率には換算しない)

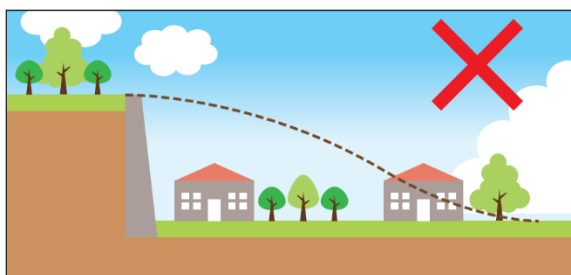
緑被率(③緑被面積÷①敷地面積)

＝65.7 m²÷255 m²＝25.7%＞15.0%

7. 開発行為（都計法4条）

- ・周辺の地形や景観の特性を尊重し、地形の改変は最小限とする。
- ・擁壁や法面はできるだけ小さくなるように努めるとともに、圧迫感や無機質な印象を軽減するよう工夫する。
- ・既存の樹林や大木はできる限り保存に努める。
- ・道際など公共空間から眺められる場所に、効果的に緑を配置する。

擁壁や法面が生じる場合は、小さな擁壁や法面となるように地形の分節化を図りましょう。また、法面は緑化を図り、擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするように努めてください。



大規模な擁壁等の生じる開発



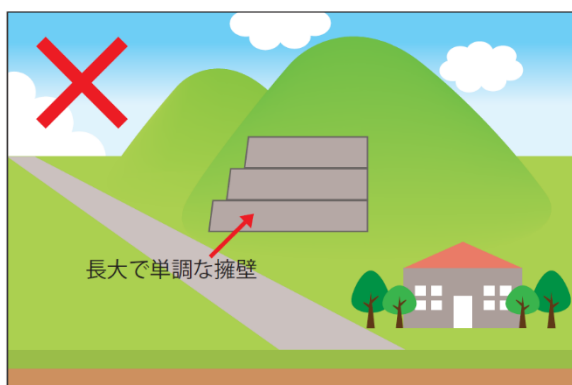
小さな擁壁や法面となるように地形の分節化を図る

8. 土地の開拓・その他の土地形状の変更

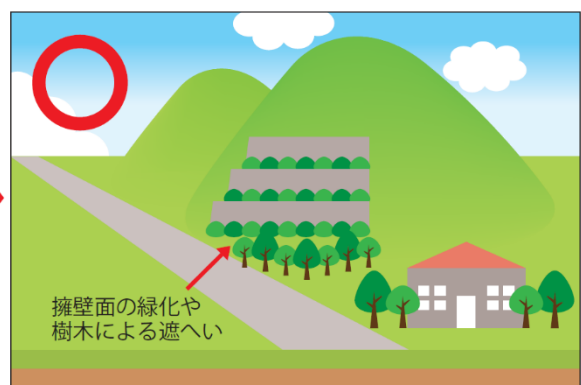
- ・擁壁や法面はできるだけ小さくなるように努めるとともに、圧迫感や無機質な印象を軽減するよう工夫する。
- ・既存の樹林や大木はできる限り保存し活用に努める。
- ・法面、擁壁および敷地周囲は、できる限り緑化に努める。

大規模な法面や擁壁については、周囲の自然景観などに対して無機質な印象を与えることから、法面や擁壁および敷地周辺に緑化措置を行ってください。

また既存の樹林や大木などを活かし、通りから見えないように工夫してください。



長大で単調な擁壁

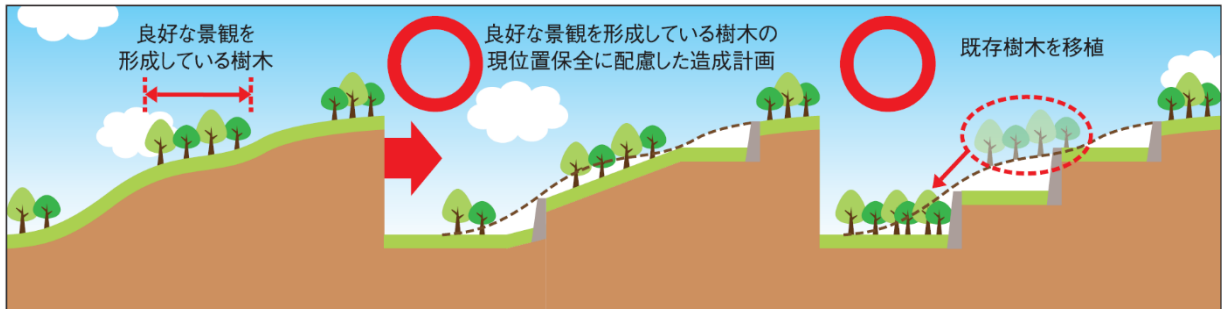


擁壁面の緑化や
樹木による遮へい

9. 木竹の伐採

- ・大木や景観上優れた樹木はできる限り保存に努める。

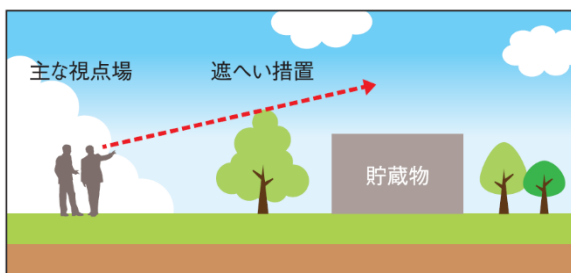
行為地に、良好な景観を形成している樹木等がある場合は、できる限り保存し、または移植して公園・緑地に取り組むなど、保全・活用に配慮しましょう。



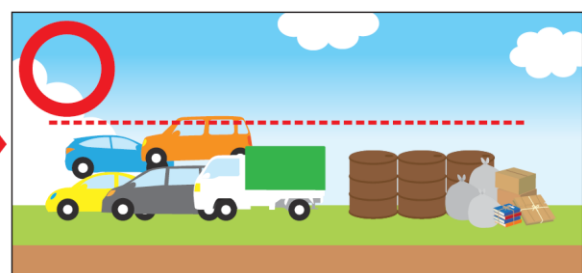
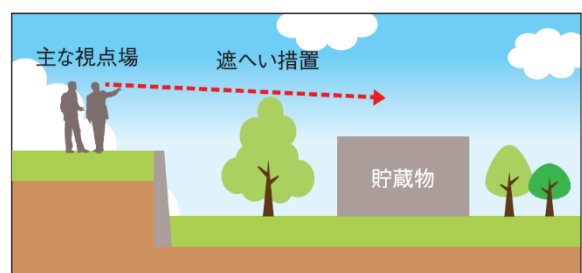
10. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物品堆積

- ・周囲の公的空間から望見しにくいよう、堆積の位置や形状に配慮する、あるいは遮蔽を行う。
- ・遮蔽は植栽によるものを基本とし、塀や柵の場合も圧迫感を与えないよう配慮する。

土石、廃棄物、再生資源などの物品堆積は地域の景観を著しく損ねる恐れがあります。このため、これらの行為を行う土地の周囲には、植栽や景観に配慮した塀などを設け、周囲の公的空間から望見することができないようにしてください。また、景観を損ねるだけでなく、崩壊などの危険性を伴う恐れがあるため、堆積する際はできる限り低くしてください。



視点場からの景観に配慮します



堆積する場合、できる限り低くします